



第4次

宇陀市行政改革大綱

【令和3年度～令和7年度】

～持続可能な強い宇陀市をめざして～



令和3年3月策定
(令和3年11月一部改訂)



宇 陀 市



目 次

はじめに	1
第1章 第4次宇陀市行政改革大綱の策定にあたって	
1. 策定の趣旨	2
2. これまでの行政改革の取り組み	2
3. 本市を取り巻く主な情勢の変化と行政改革の必要性	4
第2章 宇陀市行政改革の基本事項	
1. 行政改革の視点	10
2. 行政改革大綱の基本的事項	11
第3章 第4次宇陀市行政改革の具体的施策	
1. 新たな時代に対応できる行政運営の確立	14
2. 持続可能な財政運営の確立	15
第4章 財政計画	
1. 奈良県と宇陀市との合同勉強会の取り組み	17
2. 収支見通しについて（財政シミュレーション）	18
用語説明	24

はじめに

～ 持続可能な強い「宇陀市」をめざして ～

宇陀市は平成18年1月に大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村の4町村が合併し誕生しました。同年12月に「第1次行政改革大綱」、翌19年3月に「同大綱実施計画」を策定し、当時危機的状況であった財政の健全化を最重要課題として取り組みを始めました。これまで、費用対効果・選択と集中の観点から事業の見直し、公共施設の整理統合、職員定数の削減などを進め、地方分権の時代にふさわしい自立的な行政運営をめざして、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化に歯止めがかからず、経済活動も減衰し、市税など自主財源の割合が3割を切っています。一方で義務的経費や施設の維持・更新費用が増加するなど、市財政の状況は厳しさを増しています。また将来の地域活性化を見据えた取り組みも停滞しています。

さらに新型コロナウイルス感染拡大は市行政や市民生活に影響し、先行きが不透明な社会的状況をもたらしています。令和2年11月には奈良県から宇陀市に対して、財政の「重症警報」が発令されるなど、合併時以来の危機的状況にあると認識しています。今回の第4次行政改革大綱においては、まず「重症警報からの脱却」を目標とし取り組んでまいります。

現在、将来を見据えて考えることができる安定した行政を取り戻しつつありますが、実施計画においては、コロナ禍による先行き不透明な社会状況から前期3年間と後期2年間に分け、まずは前期3年間で策定することといたしました。

多様化する市民サービスに適確に対応することに努めながら、行政の効率化、事業の選択と集中、公共施設ストック・マネジメントによる効果的な活用を行います。行政間の連携・協力とともに、積極的に民間活力の導入に努めます。そして希望を持ち市民が豊かな暮らしを実現できるよう果敢にチャレンジしてまいります。

職員一人ひとりが与えられた「公務」への責任と行動、経営感覚を持ち、市民の皆様のご理解とご協力のもと、「オール宇陀」で持続可能な強い宇陀市をめざして取り組みを進めてまいります。

結びに、宇陀市行政改革推進懇話会委員の皆様には、行政改革大綱策定のために慎重審議をいただき、市の将来へ厳しくも貴重なご意見を賜りました。心から感謝申し上げます。

令和3年3月

宇陀市長 金剛一智

第1章 第4次宇陀市行政改革大綱の策定にあたって

1 策定の趣旨

第3次行政改革大綱では平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とし、自立した行財政と市民の視点に立ったまちづくりを目指して、実施計画の着実な推進を図ってまいりました。

今回、第4次行政改革大綱では、限られた行政経営資源を効果的・効率的に運営する観点から、これまでの行政改革の基本姿勢を踏まえながら、これまで以上に業務の効率化・合理化に取り組み、本市を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応するため「第4次宇陀市行政改革大綱」を策定します。

2 これまでの行政改革の取り組み

(1) 第1次行政改革(平成18年度～平成21年度)

本市では平成18年12月に「宇陀市行政改革大綱」を、平成19年3月に「宇陀市行政改革大綱実施計画」を策定し、平成18年度から平成21年度の4年間取り組んできました。

本市は、平成18年1月1日、大字陀町・菟田野町・榛原町・室生村の4町村の合併により誕生しました。当初の行政改革大綱の中では、地方分権^①の時代にふさわしい自主的かつ自立的な行政運営、簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、行政改革を進めてきました。

特に、財政の健全化については最重要課題として、当時の危機的な財政状況の克服を図るための取り組みを展開してきました。

(2) 第2次行政改革(平成22年度～平成26年度)

平成21年12月に「第2次宇陀市行政改革大綱」及び「宇陀市行政改革大綱実施計画」を策定し、平成22年度から平成26年度の5年間行政改革に取り組んできました。

第2次行政改革大綱の中では、第1次大綱の基本的な考え方を踏襲しながら、効果的・効率的な行財政の運営体制を確立し、市民が地域を誇り住み続けたいと感じる、活力あるまちづくりを進めていくことを目的とし取り組みを進めてきました。

(3) 第3次行政改革(平成27年度～令和元年度)

平成26年12月に「第3次宇陀市行政改革大綱」及び「宇陀市行政改革大綱実施計画」を策定し、平成27年度から令和元年度の5年間行政改革に取り組んできました。

第3次行政改革大綱は、人口減少・少子高齢化や、合併以降の厳しい財政状況など本市を取り巻く諸情勢の変化に対応するため、今まで進めてきたまちづくりを更に発展させ、地域力を活かした市政運営を展開するため、人材・財源を確保し、限られた資源を最大限活用していくマネジメントを主眼としました。

「まちづくりとひとづくりの改革」、「時代に即応した組織体制の確立」、「持続可能な財政運営」を基本方針として、取り組みを進めてきました。

行政改革の取組結果

大綱次数	策定年次	取り組み項目	削減額
第1次 平成18年～ 平成21年度	平成19年12月	(1)事務事業の見直し (2)組織・機構の見直し (3)財政の健全化 (4)定員の適正化と給与の適正化 (5)住民の協働と行政サービスの向上 (6)職員の意識改革	2,680,100千円
第2次 平成22年～ 平成26年度	平成21年12月	(1)事務事業の見直し (2)組織・機構の改革 (3)財政の健全化 (4)定員の適正化と給与の適正化 (5)住民の協働と行政サービスの向上 (6)職員の育成と能力向上	2,589,900千円
第3次 平成27年～ 令和元年度	平成26年12月	(1)まちづくりとひとづくりの改革 (2)時代に即応した組織体制の確立 (3)持続可能な財政運営	594,579千円

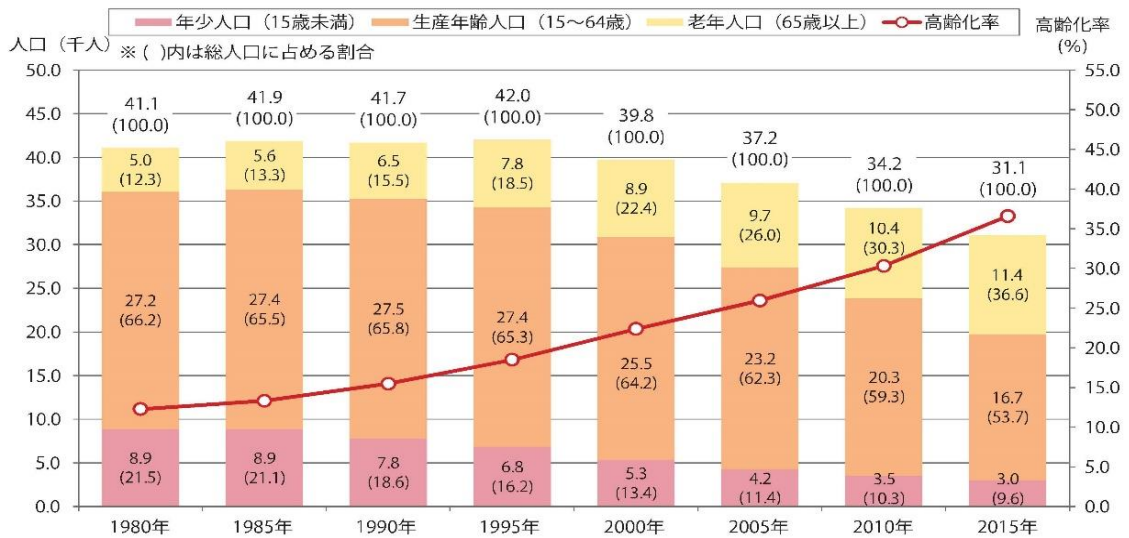
3 本市を取り巻く主な情勢の変化と行政改革の必要性

これまでの行政改革の取り組みにより、取組結果のとおり合併以降、行政のスリム化をはじめとする各種取り組みを実施し、行政改革に取り組んでまいりました。しかし、人口減少及び少子高齢化、老朽化している公共施設の維持管理など、多くの課題を抱えており、厳しい局面が続いていきます。

(1) 少子高齢化・人口減少社会

少子高齢化・人口減少については、本市においても急速に進んでいます。本市の人口は、1995年(平成7年)の約41,900人をピークに減少が続き、2015年(平成27年)に約31,100となりました。また3階層別にみても、老年人口(65歳以上)の占める割合が増大しており、2015年(平成27年)には約36.6%となっています。一方で、年少人口(15歳未満)の占める割合は縮小しており、2015(平成27年)には約9.6%となっています。

総人口・年齢別人口の推移



※ 2005年以前は合併前の4町村の人口の合計値
 ※ 四捨五入の関係で割合の合計値が100%にならない場合がある

資料：国勢調査(各年)

(2) 本市の財政状況

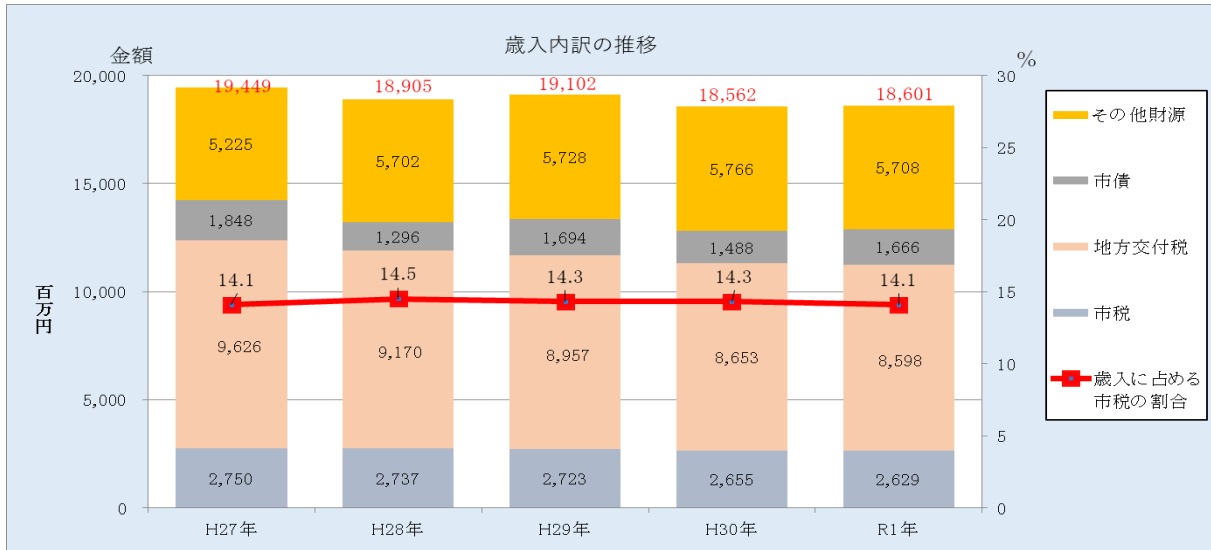
本市の財政状況は、歳入面では、自主財源である市税が、平成27年度から平成29年度において27億円台を推移していましたが、平成30年度からは26億円台に下がり、少子高齢化・人口減少に伴う生産人口の減少は、今後の市税収入の減少へ繋がると予想されます。

また、依存財源^②である国からの地方交付税については、平成28年度から合併算定替^③による加算措置が段階的に縮小され、令和3年度以降は加算措置が無くなるなど、今後更に減少していくことが見込まれます。

一方で、歳出面では、平成27年度から令和元年度までの過去5年間の推移を見ると、総額では180億円台となっています。義務的経費^④（人件費・扶助費^⑤・公債費の合計）は、法令の規定あるいはその性質上支出が義務付けられ、任意に削減することができない性質を持った歳出のことです。また投資的経費^⑥は、建設的経費ともいい、支出効果が長期にわたり資本形成に役立つ性質を持った歳出のことです。また、義務的経費及び投資的経費のどちらにも属さないものはその他の経費になります。今後も高齢化の進展に伴う、介護・医療等をはじめとした社会保障関係費の増加や、老朽化の進む公共施設の改修・維持補修費用の財政負担の増加などが懸念されます。結果として、このような経常的な歳入が減少し、歳出が増加することになり、市が提供できるサービスやまちづくりに活用できる財源が縮小し、財政が硬直化^⑦しています。

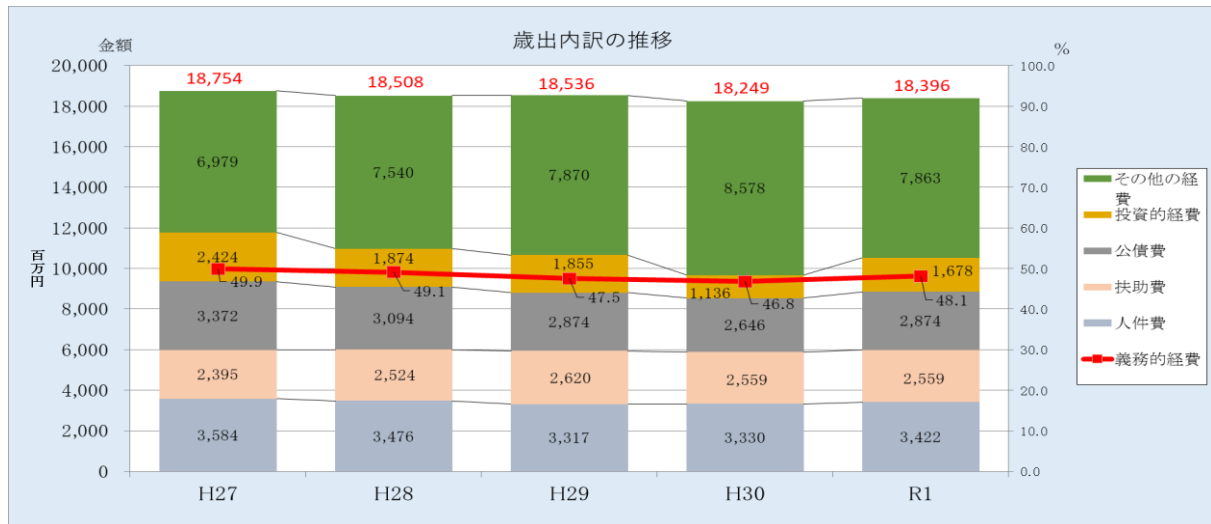
また、県内市町村の令和元年度普通会計決算において奈良県より「重症警報」が発令され、令和元年度経常収支比率が103.1%となり、平成30年度類似団体平均（93.0%）を10.1ポイントと大きく上回ったことや、歳出において公債費の割合（25.8）が、平成30年度類似団体平均（19.2）を6.6ポイント、補助費等の割合（16.8）が、平成30年度類似団体平均（11.3）を5.5ポイントと大きく上回っており、財政状況の改善が急務になっています。

このような状況において、必要な行政サービスを維持していくためには、これまで以上に、財政の健全化に留意しつつ、自主財源の安定的な確保や、限られた財源の計画的な利活用が求められます。



(単位:百万円)

	財源区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	RI年度
歳入総額	市税	2,750	2,737	2,723	2,655	2,629
	地方交付税	9,626	9,170	8,957	8,653	8,598
	市債	1,848	1,296	1,694	1,488	1,666
	その他財源	5,225	5,702	5,728	5,766	5,708
	合計	19,449	18,905	19,102	18,562	18,601

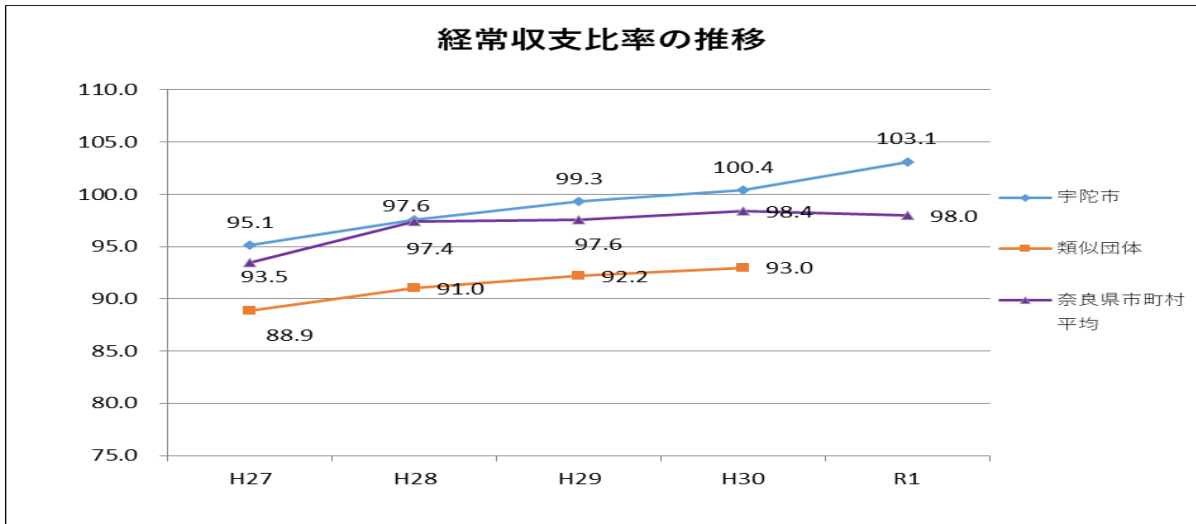


(単位:百万円)

項目		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	RI年度
義務的経費	人件費	3,584	3,476	3,317	3,330	3,422
	扶助費	2,395	2,524	2,620	2,559	2,559
	公債費	3,372	3,094	2,874	2,646	2,874
投資的経費		2,424	1,874	1,855	1,136	1,678
その他の経費		6,979	7,540	7,870	8,578	7,863
合計		18,754	18,508	18,536	18,249	18,396

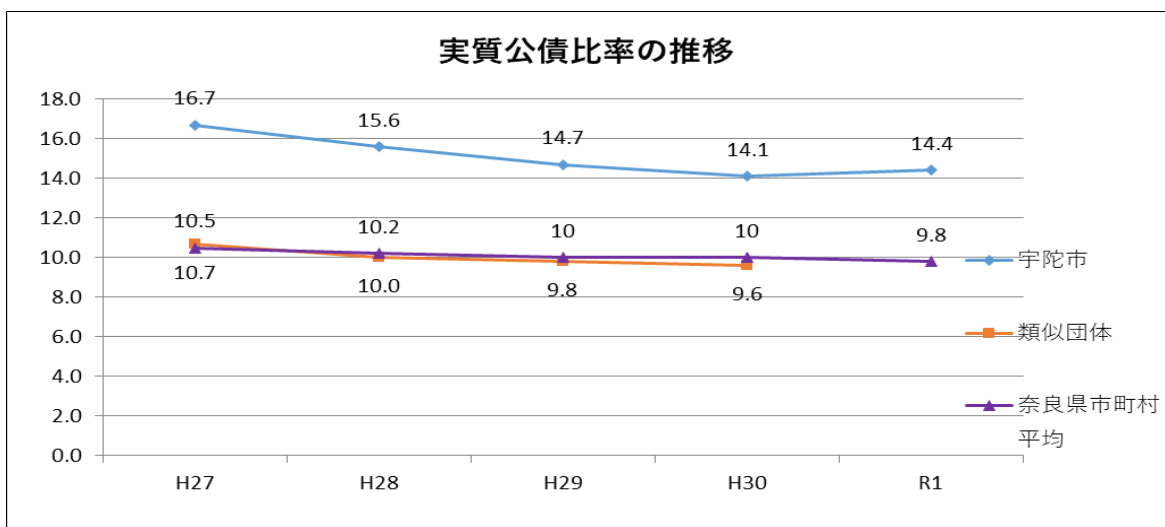
①経常収支比率^⑧の推移

市税、普通交付税など経常的な収入のうち、人件費、公債費、扶助費などの行政サービスを維持するために経常的に必要な経費へ充てた割合の比率です。比率が低い程、自由に使えるお金が多く、ゆとりがあることを示しています。当市では経常収支比率が100%を超えており財政の硬直化が進んでいます。 (単位：%)



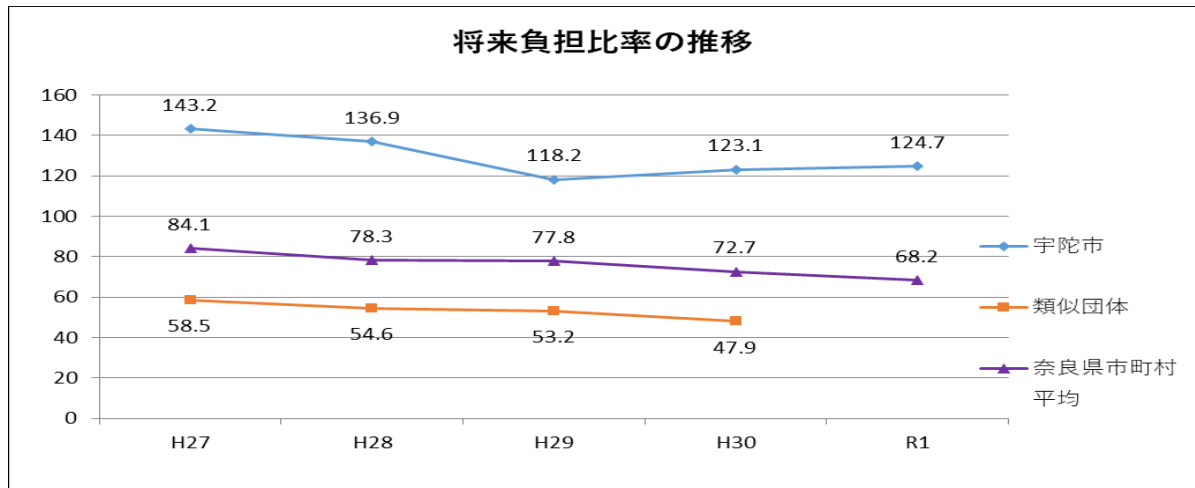
②実質公債比率^⑨の推移

標準財政規模に対する、当該年度の借入金の返済額等の比率で3ヵ年平均数値を示しています。(25%~35%未満は早期健全化基準、35%を超えると財政再生基準) 当市では市債発行を行うにあたっては、合併市町村が20年間に限って発行できる合併特例債や過疎対策事業債など、償還金が地方交付税で措置される有利な起債を活用するよう努めています。 (単位：%)



③将来負担比率の推移^⑩

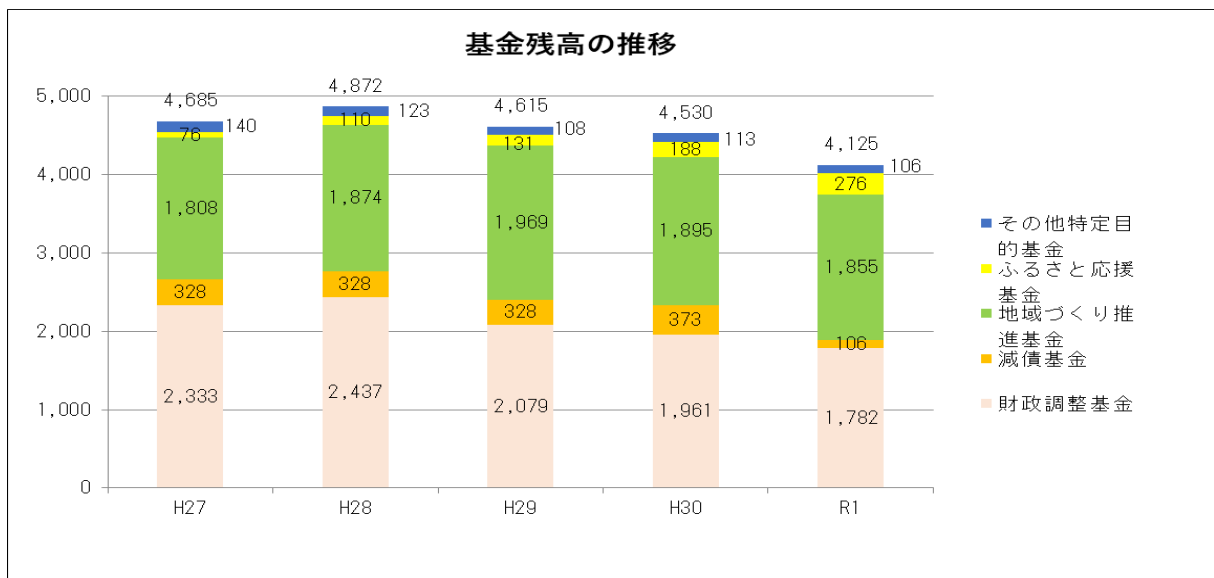
1年間の収入（一般財源の標準的な大きさ）に対して、将来にわたって負担すべき債務（道路や公園、学校、下水道などをつくる時に借りたお金や土地開発会社の負債など）がどれくらいあるかを示しています。（単位：％）



④基金残高の推移

地方公共団体の財源不足に備えるため等の基金（財政運営のための基金（財政調整基金及び減債基金）と地域づくり推進基金などの特定目的基金）の合計を示しています。

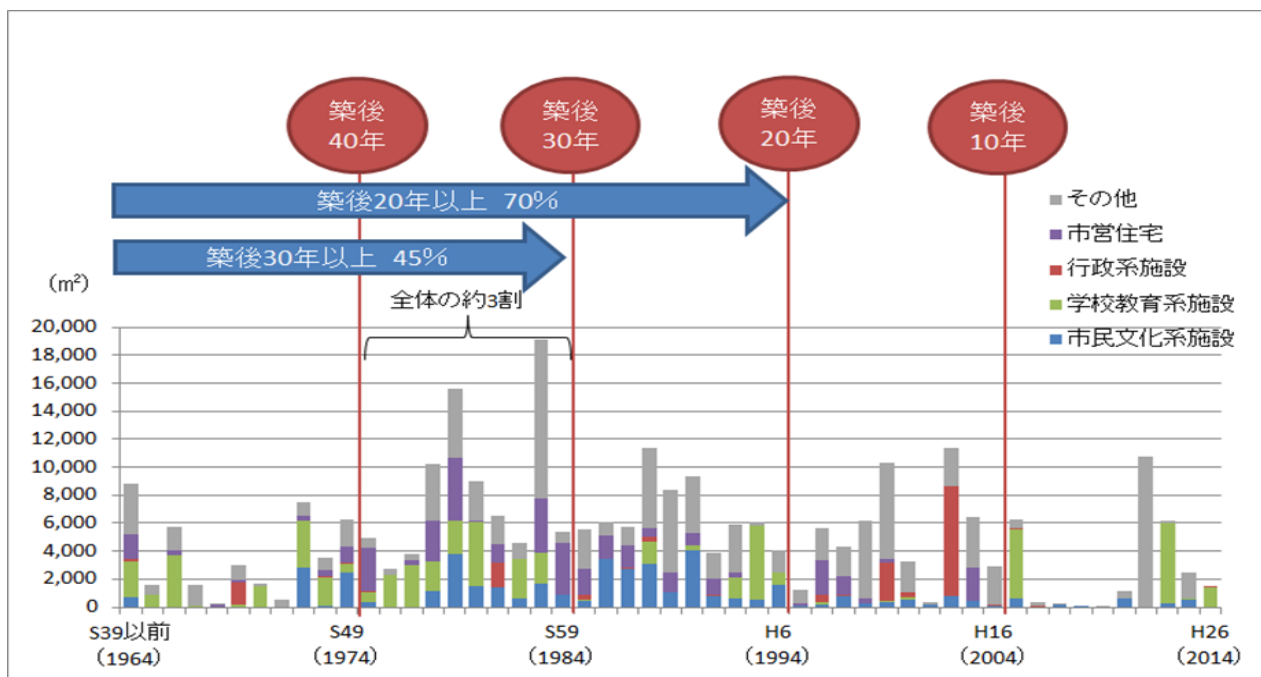
（単位：百万円）



(3) 公共施設等の維持管理

当市の公共施設は、築30年以上が45%を占めています。また10年後には築30年以上の70%に達します。これまで老朽の度合いに応じ、修繕や改修工事を実施してきましたが、今後更に改修等が必要になってくることから、道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設を含めた公共施設等の維持管理の効率化が喫緊の課題となっています。

<公共建築物の築年状況>



公共施設等総合管理計画より

第2章 宇陀市行政改革の基本事項

1 行政改革の視点

人口減少社会の進行や新型コロナウイルス感染症の対策に伴い、地方自治体の行財政運営に様々な影響が出てくることが考えられ、自治体はこれまで以上の財政負担が見込まれます。それを最小限にとどめるため、これまで宇陀市が取り組んでいない、新たな手法による取り組みを職員一人ひとりが考えることが重要です。

第4次行政改革大綱の推進に当たっては、まちづくりの主体である市民の皆様とともに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した、2030年を期限とする持続可能な開発目標(SDGs)^①の理念を意識して取り組みを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世の中の考え方・働き方は大きく変化しています。この新型コロナウイルス感染症対策を変革の契機と捉え、「ウイズコロナ」「アフターコロナ」を見据えた新たな行政サービスを展開し、市民満足の向上を目指します。

行政改革の視点を

新たなスタイルへの挑戦

とします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



持続可能な開発目標（SDGs）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

2 行政改革大綱の基本的事項

(1) 基本理念

本市では、将来にわたり必要な行政サービスが提供できるよう、限られた行政経営資源（人、物、金）の有効活用を図りながら、本市を取り巻く環境の変化、課題に対して適切に対応し、未来へ負担を先送りすることがないように、持続可能な強い宇陀市をめざして、次のとおり基本理念を掲げ、不断の行財政改革を推進します。

持続可能な強い宇陀市をめざして

(2) 推進期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

(3) 目標

「重症警報」からの脱却

これは、令和2年11月に奈良県より県内39市町村の令和元年度普通会計決算において、特に財政状況が悪い団体に改善を促す重症警報が発令され、宇陀市も対象となりました。発令の対象を決める判断基準は、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、基金残高比率の4指標です。当市においては、4指標中3指標がワースト5に該当しています。

この状況を脱却することを目標として、更に歳出の抑制と歳入の確保を図りながら財政健全化に向けて取り組んでいきます。

(4) 基本方針

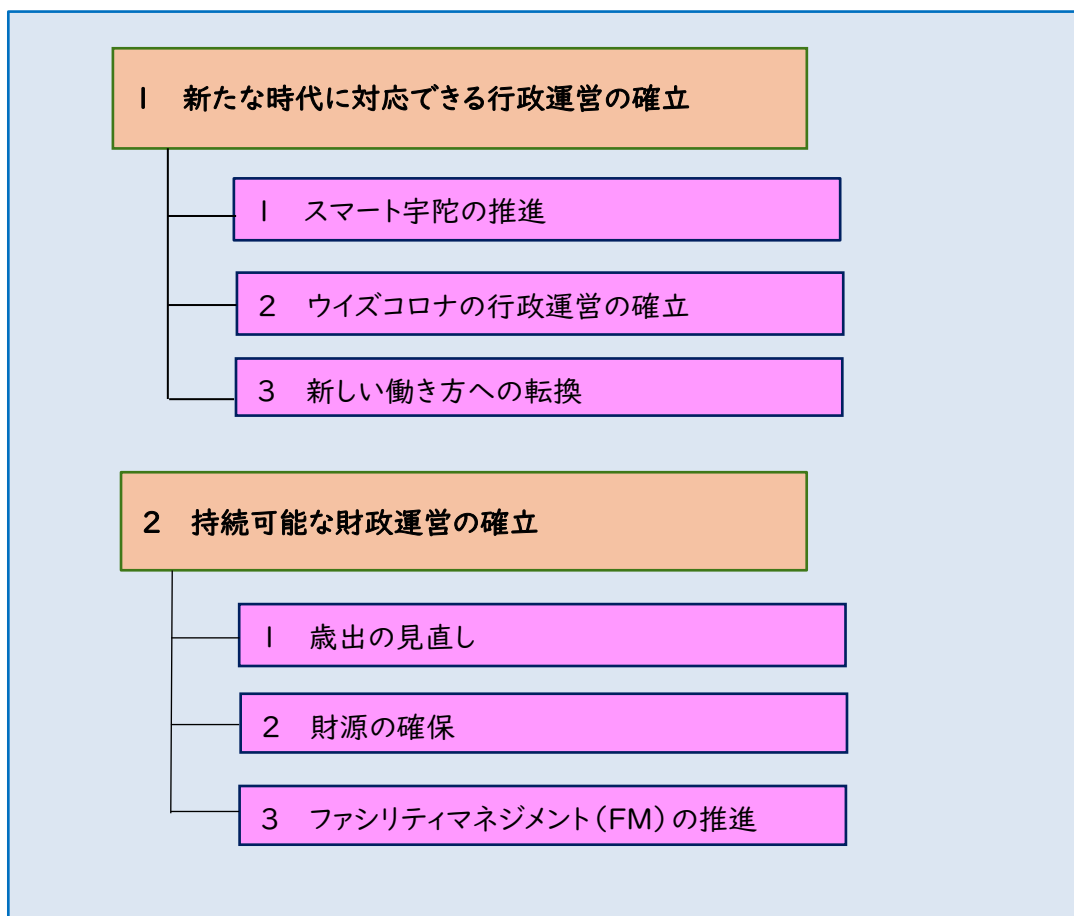
本市では、厳しい財政状況においても未来への必要な投資を行い、「持続可能な強い宇陀市をめざして」を基本理念として、行財政改革の取り組みを進めます。新型コロナウイルス対策などウイズコロナ、アフターコロナを見据えた新たな時代に対応できる行財政運営の確立と、人、物、金といった限られた行政経営資源の効果的、効率的な運営を目指して、第4次行政改革大綱を策定し、令和3年度から第4次行政改革の取り組みに着手することとします。

この基本理念を具現化するため、2つの基本方針を定め、行財政改革の実現を目指します。

1 新たな時代に対応できる行政運営の確立

2 持続可能な財政運営の確立

(5) 重点取組項目



(6) 推進体制及び進行管理

第4次行政改革大綱を着実に実施するために、市長を本部長とする「宇陀市行政改革推進本部」において、毎年進捗管理を行います。

進捗管理では、大綱に掲げた2つの基本方針に基づく実施計画の取り組み項目の進捗状況を把握するとともに、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、随時見直しを行いながら進めていきます。

なお、進捗状況については、宇陀市行政改革推進懇話会に報告し、意見を踏まえながら行財政改革を推進します。

第3章 第4次宇陀市行政改革の具体的施策

1 新たな時代に対応できる行政運営の確立

人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症など社会情勢が大きく変化していく中、将来にわたって安定的に行政サービスを提供し、住民サービスを維持していくため、ICTを活用したスマート宇陀の推進、業務プロセスの見直しをおこない、職員の能力、意欲の向上など新しい働き方への転換等を推進します。

重点取り組み項目

(1) スマート宇陀の推進

本格的な人口減少を迎えても、持続可能な行政サービスを提供していくために、AI^①（人工知能）やRPA^②（業務の自動化）などICT^③を活用した業務改革を推進し、市民サービスの向上に努めます。

【取組内容】

ペーパーレス化を推進し、AI・RPA等の導入効果の高い定型的業務等において導入を図り、業務の効率化を進めます。また、マイナンバーカードの交付率の向上を促進し、窓口業務のデジタル化を推進し市民の利便性の向上を図ります。

(2) ウイズコロナの行政運営の確立

社会情勢の変化に対応できる組織体制を構築するとともに、業務上発生しうるリスクの組織的な管理の徹底による業務のリスクマネジメントや災害や新型コロナウイルス感染症対策の徹底など災害時等での業務の継続を行える環境の整備を行います。

【取組内容】

機能的で柔軟な組織体制を検討するとともに、予期せぬヒューマンエラー等を防止するため、全庁的に業務マニュアル整備を図り、財務管理におけるリスク管理を行います。

また災害、新型コロナウイルス感染症対策などに対応する組織・職員の対応能力の強化を図ります。

(3) 新しい働き方への転換

現在推進されている働き方改革により、多様な働き方の実現・長時間労働の是正・労働生産性の向上等が求められる中、職員不足が懸念されていますが、職員数の適正化に努めるとともに、職員の能力、意欲の向上とワークライフバランスの充実に努めることができるよう、働き方改革の実現に向けて職員の働きやすい環境整備を図ります。そして限られた人数で、最大限の効果をあげ、住民サービスの向上に努めます。

【取組内容】

働き方の意識改革を図り、長時間労働の縮減、有給休暇・子育て関連休暇の取得の促進等により、職場環境を改善し、多様な勤務形態を拡充します。

また、職員の業務内容や業務量の変化を的確に把握し、適正な定員管理に努めます。

2 持続可能な財政運営の確立

将来にわたって安定的な財政運営を行うため、歳出の見直し、財源の確保など、持続可能な財政運営に努めるとともに、公共施設等の長寿命化など、財産の適正管理と民間ノウハウを活かした有効活用を図ります。

(1) 歳出の見直し

漫然と既存事業を継続するのではなく、中長期的な視点での行政負担を意識しつつ、必要性和効果を踏まえ、歳出の削減に取り組みます。

【取組内容】

歳出については、人件費の抑制を図るとともに、最小の経費で最大の効果をあげるべく、全庁的に補助金の見直し、事業の見直しを図るなど引き続き経費の削減に努めます。

また、公営企業の経営については、将来にわたって安定した行政サービスを提供していくため、公営企業会計の経営健全化に向けた取り組みを進めます。

(2) 財源の確保

安定した自主財源の確保となる歳入の確保と強化に積極的に取り組みます。

まず、市税をはじめとする市債権の回収が重要であり、市税等の収納率の一層の向

上を図ります。また多様な財源確保等に取り組み、自主財源の確保に努めます。

【取組内容】

今後においても、市税の徴収強化、市有財産の売却、受益者負担の適正化等の従来
の取り組みを継続します。

またふるさと寄附の推進、企業誘致の推進や移住・定住の促進などの取り組み財源
の確保につなげていけるよう努めます。

(3) ファシリティマネジメント（FM）の推進

既存の施設については、利用者の増加や活性化など、有効に活用する手段の検討を
行い適切な維持管理を行います。

また人口減少・少子高齢化や財政見通しを踏まえた効率的な施設配置を推進するた
めに、計画的に施設の更新・統廃合・長寿命化を図っていきます。

【取組内容】

老朽化した施設の統合・廃止・長寿命化を検討します。また、未利用資産の売
却や貸付等の利活用を図ります。

第4章 財政計画

1 奈良県と宇陀市との合同勉強会の取組み

奈良県より令和元年度の宇陀市の財政状況に対し、令和2年11月に発令された「重症警報」を重く受け止め、「重症警報」からの脱却を目標に第4次行政改革大綱及び実施計画を策定し取組みを進めてまいりました。そうした中、奈良県より財政健全化に向けての合同勉強会の提案があり、令和3年3月より合同勉強会を開始いたしました。勉強会では、「経常経費適正化・投資的経費・資産運営・徴収・税源^{かんよう}涵養」の5項目について具体的な改善方策を議論・検討してきたところです。

勉強会の取組を受けて、第4次行政改革大綱を更に推し進めるために、今後の財政の見通しを加味した財政健全化計画を第4次行政改革大綱に加え、より一層の財政の改善を図ってまいります。

なお、合同勉強会で議論・検討した内容は次のとおりです。

(1) 歳出の効率化

① 人件費の抑制

・職員数の適正化を図るとともに、業務改善等による時間外勤務手当の削減に努める。

② 指定管理導入検討

・公園、図書館、体育施設等など指定管理の導入を検討していく。

③ 公共施設の統合・廃止・長寿命化の検討

・体育施設、公民館等は個別施設計画に基づき統合・廃止・長寿命化を検討する。

④ 県の財政支援（無利子貸付）による公債費の平準化を図る。

(2) 財政運営

① 新規事業の選択と集中、年度間の平準化検討

・新規地方債の発行抑制と公債費の抑制により、10年間で地方債発行額（臨時財政対策債除）を200億円以内に抑える。

(3) 歳入の確保

① 税込確保の推進

・コンビニ・スマホ決済の利用により納付の機会を拡げ、延滞金の徴収強化により納期内納付を推進する。また法令に基づく滞納処分のスキルアップにより差押えの強化を図り徴収率の向上に努める。

② ふるさと寄附の推進

・積極的な PR 活動や返礼品のラインナップの拡充により、ふるさと寄附を推進する。

財政健全化の取組項目

項 目	財 政 上 の 効 果 (単位:百万円)				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
職員数の適正化 (決算統計における経常収支比率算定に用いる人件費の効果額)	311	348	387	409	513
公債費平準化のための無利子貸付		26	25	24	23
公債費の抑制	262	375	440	490	377
ふるさと寄附の推進	100	120	144	144	144
市税滞納額の解消	23	23	23	23	23
長時間勤務の削減	33	33	33	33	33
指定管理の導入			2	2	2
合 計	729	925	1,054	1,125	1,115

2 収支見通しについて(財政シミュレーション)

(1) 前提条件

財政計画は、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により、今後も健全な財政運営を行うことを基本とし、普通会計ベースで策定しました。

なお、歳入・歳出の主な前提条件は次のとおりです。

・歳入

① 地方税

過去の実績、今後の人口推計等を踏まえ、現行制度を基本として算定しています。

② 譲与税・交付金

過去の実績、人口推計等を踏まえ、現行制度を基本として算定しています。

③ 地方交付税

普通交付税については、国勢調査による人口減を反映し、公債費については令和3年度以降の新規発行分を見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績等を参考に推計しています。

④ 分担金及び負担金

過去の実績等により算定しています。

⑤ 使用料及び手数料

過去の実績等を踏まえて算定しています。

⑤ 国庫支出金、県支出金

普通建設事業以外については過去の実績等を基本に推計しています。

⑥ 繰入金

財政調整基金等の繰入金を活用しています。

⑦ 地方債

合併特例債は令和7年度まで発行可能で推計しています。

・歳出

① 人件費

令和5年度から施行予定である、定年延長制度及び暫定再任用制度への移行により、新規採用職員数の抑制等を見込んで推計しています。

② 物件費

過去の実績等を参考に、合併による事務経費の削減効果を見込んで推計しています。

③ 扶助費

過去の実績等を参考に、高齢化等の社会経済情勢の変化を見込んで推計しています。

④ 補助費等

過去の実績等を参考に推計しています。

⑤ 普通建設事業費

宇陀市総合計画及び新過疎計画を基に推計しています。

⑥ 積立金

過去の実績等を見込んで計上しています。

⑦ 公債費

令和3年度以降の新規発行分を加えて推計しています。

⑧ 繰出金

過去の実績等を参考に、各種特別会計事業への繰出金を見込んで推計しています。

(2) 今後の財政見通しについて

①歳入・歳出計画について

地方税や普通交付税については、人口減少が進む中、減少していくことが予想されます。また譲与税・交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料については、過去の実績をベースに見込んでいます。地方債については、過疎対策事業債、合併特例債等を財源として推計しています。

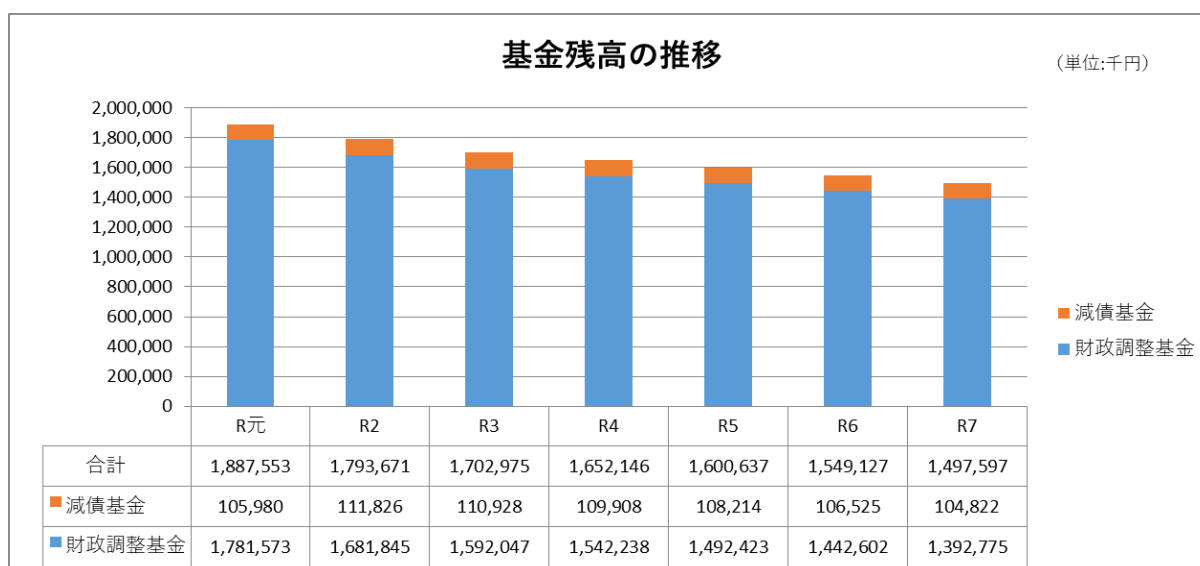
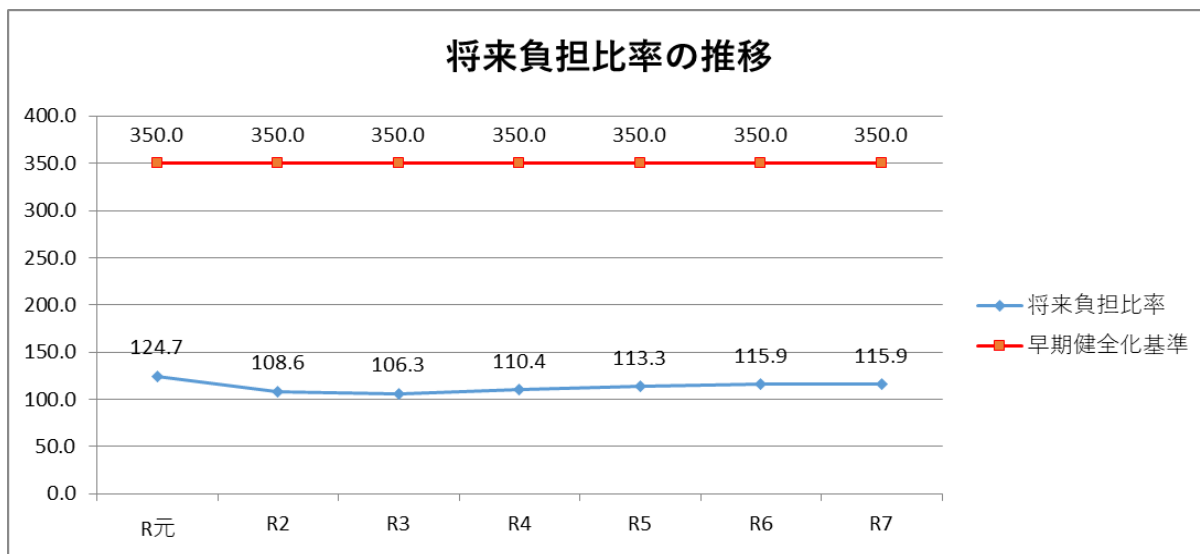
歳出について、人件費では令和5年度から施行予定である、定年延長制度及び暫定再任用制度への移行により、新規採用職員数の抑制等を見込んで推計しており、減少していくと考えられます。扶助費については、全体として微減で見込んでいます。公債費については25億円前後での推移が続くと見込んでいます。繰出金については全体に増加していくと見込んでいます。

歳入・歳出計画

(単位:百万円)

歳入	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
地方税	2,629	2,591	2,478	2,431	2,371	2,320	2,308
譲与税・交付金	854	941	933	984	984	996	996
地方交付税	8,598	8,639	8,834	8,635	8,531	8,538	8,566
普通交付税	7,487	7,576	7,834	7,545	7,451	7,468	7,506
特別交付税	1,111	1,063	1,000	1,090	1,080	1,070	1,060
分担金及び負担金	146	130	123	119	117	114	112
使用料及び手数料	272	242	247	252	250	266	247
国・県支出金	2,928	6,840	3,217	3,025	2,950	2,978	2,988
繰入金	889	532	746	531	527	534	534
地方債	1,666	1,818	1,659	2,454	2,851	2,666	2,543
その他	619	594	581	383	499	587	604
歳入合計	18,601	22,327	18,818	18,814	19,080	18,999	18,898
歳出	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人件費	3,422	3,693	3,477	3,363	3,279	3,350	3,131
物件費	2,474	2,661	2,575	2,275	2,275	2,275	2,275
扶助費	2,559	2,473	2,598	2,596	2,593	2,591	2,589
補助費等	2,529	6,178	3,027	2,976	3,149	2,906	2,870
普通建設事業費	1,678	2,319	1,951	2,651	2,813	2,967	3,191
積立金	477	534	708	439	434	452	429
公債費	2,874	2,493	2,612	2,482	2,417	2,367	2,480
繰出金	1,867	1,526	1,523	1,535	1,546	1,557	1,568
その他	516	299	343	360	346	287	205
歳出合計	18,395	22,175	18,813	18,675	18,852	18,750	18,739

*R2年度までは実績数値



(3)まとめ

市税収入が年々減少し、事業の財源を地方債に依存した財政運営となっており、今後財政調整基金残高の推移は徐々に減少していくことが予想されます。また、普通交付税や各交付金への依存度も年々高まることとなります。

そのため、歳入においては増収の取組み、歳出においては人件費の削減等の持続可能な財政運営が一層求められます。

《用語説明》

① 地方分権

中央集権」の反対語としてできるだけ多くの権限を地方に分散すること。地方分権推進法においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力することを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされている。

② 依存財源

国や県に依存するかたちで調達する財源。地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金など。

③ 合併算定替

普通交付税の算定において、合併後 10 年間は、合併した市町村がそのまま存続したものとして旧自治体単位で算定した額の合計額と新市として算定した額を比較して、有利な方が交付される制度。

④ 義務的経費

地方自治体の歳出のうち、その支出が制度的に義務付けられている経費。(扶助費、人件費、公債費の合計)

⑤ 扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費。

⑥ 投資的経費

道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費。
普通建設事業費ともいいます。

⑦ 財政の硬直化

市の裁量による施策により、予算確保が難しい状態のこと。

⑧ 経常収支比率

地方公共団体の経常的経費(人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等及び公債費などのうち臨時的なものを除いた経費)のために必要な一般財源である経常一般財源(市税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途の特定されないもの)がどれだけ充用されたかを示す比率をパーセントで表したものである。

⑨ 実質公債費比率

財政健全化を判断する比率の一つであり、標準財政規模に対する当該年度の借入金の返済額等の比率で3カ年平均数値を示している。

地方公共団体の一般的な収入に占める借金の返済額の大きさを示すものである。

⑩ 将来負担比率

1年間の収入（一般財源の標準的な大きさ）に対して、将来にわたって負担すべき債務（道路や公園、学校、下水道などをつくる時に借りたお金や土地開発公社の負債など）がどれくらいあるかを判断する指標。将来負担比率が350%を超えると、法律により健全化が必要な団体となる。

350%とは、借入金などの返済に3年半分の収入すべてが必要なことを表している。

⑪ 持続可能な開発目標（SDGs）

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。

⑫ AI

Artificial Intelligence の略称。コンピュータ上で人間と同様の知能を実現させるための技術のこと。人工知能。

⑬ RPA

Robotic Process Automation の略称。ソフトウェアによって、人がパソコン上で行う定型的な作業を自動化すること。

⑭ ICT

Information and Communication Technology の略称。情報処理や通信に関する技術のこと。情報通信技術のこと。



— 宇陀市行政改革に関するお問い合わせ —

宇陀市 総務部 行政改革推進室（総務課内）
〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の 3
TEL：（0745）82-8000（代表）内線 3221
ダイヤルイン：（0745）82-1302・IP88-9068
E-mail アドレス：soumu@city.udal.g.jp